

議案第 54 号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(令和 4 年板橋区条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 75 条第 5 項中「若しくは家庭的保育事業所等」を「、家庭的保育  
事業所等」に改め、「をいう。）」の次に「若しくはこれらに類する施  
設として規則で定めるもの」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正に伴い、  
児童福祉施設の運営に関する基準を改める必要がある。